

組合規約の一部変更について

組合規約を下記のとおり一部変更しましたので公告いたします。

1. 第56条 傷病手当金付加金

新	旧
<p>(傷病手当金付加金) 第56条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、支給開始日より1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均した額の30分の1に相当する額(その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の30分の1相当額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を傷病手当金付加金として支給する。 (以下省略)</p>	<p>(傷病手当金付加金) 第56条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、支給開始日より1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均した額の30分の1に相当する額(その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の30分の1相当額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を傷病手当金付加金として支給する。 (以下省略)</p>
<p>2. (削除)</p>	<p>2. 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合における支給額は、次の各号に定める額とする。 (1) 支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。 ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額、イ. 報酬の額、ウ. 障害厚生年金の額 (2) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害手当金の支給を受けるときは、傷病手当金付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。</p>